

事前復興推進事業補助金交付要綱
(事前復興・地域マイクログリッド融合事業補助金)

(趣旨)

第1条 知事は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害からの迅速かつ円滑な復興を図るため、地域住民及び事業者が行う災害時の自立的な電源確保に繋がる「地域マイクログリッド」の視点を取り入れた「事前復興まちづくり」に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、徳島県補助金交付規則(昭和58年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費、補助要件、補助対象、補助率及び補助限度額については、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象事業に要する経費の総額(消費税及び地方消費税を除く)に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を事業着手の30日前までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 登記簿謄本(法人のみ、権利能力なき社団の場合は代表者の住民票)
- (4) 直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書(法人のみ)
- (5) 県税に滞納がないことを証明する書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、かつ、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を決定して交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件等)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- 2 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費配分のうち、各経費区分ごとの配分額の20パーセントを超えない金額の変更をいう。
- 3 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更をいう。
- 4 県税の申告手続きを適正に行い、県税の滞納がないこと。

(補助事業の変更の承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業変更(中止・廃止)計画書(様式第5号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)(変更する場合)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助事業の変更の承認等)

第8条 知事は、前条の規定による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、かつ、必要に応じて現地調査等を行い、やむを得ないものと認めたときは、変更(中止・廃止)を承認するとともに、必要に応じて補助金交付の決定の内容を変更し、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第6号によるものとする。

2 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助事業を完了した年度の3月31日のいずれか早い時期までに提出しなければならない。

3 第1項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 収支精算書(様式第8号)
- (3) 事業実績に係る資料
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、規則第11条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第9号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第12条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、第5条の規定により補助金の交付決定した者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消すことがある。

- (1) 第4条の交付申請の事業内容(又は第7条の補助事業変更承認申請の事業内容)と異なる事業を実施したとき。
- (2) この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付のあった日の属する年度の翌年度から5年間整理保存しておかななければならない。

(財産処分制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の補助の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した固定資産を、知事の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けに供してはならない。ただし、建物又は償却財産（以下「建物等」という。）については、当該建物等の取得価格が50万円未満の場合、又は、当該建物等に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数を経過している場合は、この限りではない。
- 3 前項の承認を受けようとする補助事業者は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書（様式第10号）により、知事に申請しなければならない。
- 4 補助事業により取得した財産を知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の額の全部又は一部を県に返還させることがある。

（現地調査）

第17条 知事は、必要が生じた場合、補助事業者に各種書類の提出の請求や現地調査を行うこととし、補助事業者は、これに協力しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業・経費、補助要件及び補助対象	補助率	補助限度額
<p>○対象事業 地域マイクログリッド構想を取り入れた事前復興まちづくりワークショップの開催に要する経費</p> <p>○対象経費 報償費：講師や進行役、外部人材等への諸謝金など 旅費：講師や進行役、外部人材等への費用弁償など 需要費：消耗品費，印刷製本費など 役務費：通信運搬費，広告料，保険料，手数料など 委託料：コンサルティング会社への委託料など 使用料及び賃借料：会場借上料，リース・レンタル料など その他：知事が特に必要と認める経費</p> <p>○補助要件 ・ワークショップの参加者（事務局，進行役を除く。）は10名以上とする。 ・実績ベースで4時間以上活動すること。 ・ワークショップにおいて，「地域マイクログリッド」の視点を議論すること。 ・人件費は対象事業に要する経費の総額の60パーセント以内とする。</p> <p>○補助対象 企業，商工会議所等の法人及び権利能力なき社団（自主防災組織、町内会等）</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>1, 000 千円</p>

徳島県知事 殿

申請者
所在地
団体名
代表者名

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名 事前復興推進事業
(事前復興・地域マイクログリッド融合事業)
- 2 交付申請額 金 円
- 3 関係書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 登記簿謄本（法人のみ、権利能力なき社団の場合は代表者の住民票）
 - (4) 直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書（法人のみ）
 - (5) 県税に滞納がないことを証明する書類
 - (6) その他知事が必要と認める書類

事業計画書

団体名	
代表者氏名	
担当者氏名	
担当者連絡先	
担当者メールアドレス	

1 事業の内容

事業内容	事前復興まちづくりワークショップ (生活再建シナリオ作成, 地域産業再建シナリオ作成, 市街地課題整理, 市街地復興シナリオ作成, 地域マイクログリッドの再検討)
開催予定時期	令和 年 月頃
開催予定場所等	住所：徳島県 施設名： 参加地域名： 参加地域の面積・住民数：約 m ² , 約 人 (概数(大まかな数字)可)
参加予定人数等 (補助金の交付を受ける には、実績ベースで 10人以上のワーク ショップ参加者 (事務局, 進行役除く) が必要。)	○参加予定人数 (1) 事務局 人 (2) 進行役 人 (3) ワorkshop参加者 人 班 (事務局, 進行役除く)
プログラム (補助金の交付を受ける には、実績ベースで 4時間以上の活動時間 が必要。)	○時間配分 (1) 概要説明, 被災イメージの共有 分 (2) 生活再建シナリオ作成 分 (3) 地域産業再建シナリオ作成 分 (4) 市街地課題整理 分 (5) 市街地復興シナリオ作成 分 (6) 地域マイクログリッドの再検討 分 (7) その他 分

2 補助事業の実施(予定)期間

着手(予定)年月日	令和 年 月 日
完了(予定)年月日	令和 年 月 日

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
県費補助金		
その他（ ）		
自主財源		
計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
その他		
計		

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

申請者
所在地
団体名
代表者名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更
補助事業 の内容の変更 の承認を受けたいので、事前復興推進事業補助金
の中止（廃止）

（事前復興・地域マイクログリッド融合事業補助金）交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 事前復興推進事業
（事前復興・地域マイクログリッド融合事業）
- 2 補助金交付の指令番号及び交付決定額
令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号
金 円
- 2 関係書類
 - (1) 事業変更（中止・廃止）計画書（様式第5号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）（変更する場合）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

変更（中止・廃止）事業計画書

団体名	
代表者氏名	
担当者氏名	
担当者連絡先	
担当者メールアドレス	

1 事業変更（中止・廃止）の理由

--

2 変更後の事業の内容

事業内容	事前復興まちづくりワークショップ 〔生活再建シナリオ作成，地域産業再建シナリオ作成，市街地課題整理，市街地復興シナリオ作成，地域マイクログリッドの再検討〕	
開催予定時期	令和 年 月 頃	
開催予定場所等	住所：徳島県 施設名： 参加地域名： 参加地域の面積・住民数：約 m ² ，約 人 (概数(大まかな数字)可)	
参加予定人数等 〔補助金の交付を受けるには、実績ベースで10人以上のワークショップ参加者(事務局，進行役除く)が必要。〕	○参加予定人数 (1) 事務局 人 (2) 進行役 人 (3) ワークショップ参加者 人 班 (事務局，進行役除く)	
プログラム 〔補助金の交付を受けるには、実績ベースで4時間以上の活動時間が必要。〕	○時間配分 (1) 概要説明，被災イメージの共有 分 (2) 生活再建シナリオ作成 分 (3) 地域産業再建シナリオ作成 分 (4) 市街地課題整理 分 (5) 市街地復興シナリオ作成 分 (6) 地域マイクログリッドの再検討 分 (7) その他 分	

2 補助事業の実施（予定）期間

着手（予定）年月日	() 令和 年 月 日
完了（予定）年月日	() 令和 年 月 日

(注) 変更前を上段 () 書きすること

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

申請者
所在地
団体名
代表者名

補助金実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名 事前復興推進事業
(事前復興・地域マイクログリッド融合事業)
- 2 補助金の交付指令番号及び補助金交付決定額
令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号
金 円
- 3 関係書類
 - (1) 事業実績書（様式第7号）
 - (2) 収支精算書（様式第8号）
 - (3) 事業実績に係る資料
 - (4) その他知事が必要と認める書類

事業実績書

団体名	
代表者氏名	
担当者氏名	
担当者連絡先	
担当者メールアドレス	

1 事業の内容

事業内容	事前復興まちづくりワークショップ （生活再建シナリオ作成，地域産業再建シナリオ作成， 市街地課題整理，市街地復興シナリオ作成 地域マイクログリッドの再検討）
開催時期	令和 年 月 頃
開催場所等	住所：徳島県 施設名： 参加地域名： 参加地域の面積・住民数：約 m ² ，約 人 （概数（大まかな数字）可）
参加人数等 （補助金の交付を受ける には、実績ベースで 10人以上のワーク ショップ参加者 （事務局，進行役除く） が必要。）	○参加予定人数 （1）事務局 人 （2）進行役 人 （3）ワークショップ参加者 人 班 （事務局，進行役除く）
プログラム （補助金の交付を受ける には、実績ベースで 4時間以上の活動時間 が必要。）	○時間配分 （1）概要説明，被災イメージの共有 分 （2）生活再建シナリオ作成 分 （3）地域産業再建シナリオ作成 分 （4）市街地課題整理 分 （5）市街地復興シナリオ作成 分 （6）地域マイクログリッドの再検討 分 （7）その他 分

2 ワークショップ各シナリオ・課題等模造紙の写真
 別添のとおり

3 地域マイクログリッドに係る検討内容

4 補助事業の実施期間

着手年月日	令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日

収支精算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
県費補助金		
その他（ ）		
自主財源		
計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
その他		
計		

受領日日付

補助金請求書

請求日 令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(請求者)

所在地

団体名

代表者名

右金額を請求 します。	請求 金額												円
----------------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

摘 要	
補助事業名	
補助指令金額	
補助指令年月日	
補助指令番号	
補助額	既受領額
	今回請求額
	残 額
請求区分	1 精算 2 概算

口座振込先								
金融機関名	() 店舗名 ()							
預金種別	(1 普通 2 当座 3 その他)							
口座番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (右づめ)							
口座名義	(カタカナ書き) ()							

発行責任者
担当者

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

申請者
所在地
団体名
代表者名

財産処分承認申請書

事前復興・地域マイクログリッド融合事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により、財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 処分しようとする財産の名称

2 補助金の交付の指定番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 処分の内容

4 添付書類